

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

静岡県監査委員	青	木	清	高
静岡県監査委員	城	塚		浩
静岡県監査委員	鈴	木	洋	佑
静岡県監査委員	池	谷	晴	一

1 包括外部監査の特定事件

平成29年度

「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

平成 29 年度包括外部監査結果に基づく措置

注 1) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、H29 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 「静岡県地震・津波対策アクション・プログラム 2013」全体について						
意見	<p>① 目標指標の設定について</p> <p>本プログラムにおいては、同じようなアクションにもかかわらず、担当課によって目標指標の設定が異なるケースがある。</p> <p>これは、担当課によって本プログラムの位置づけや趣旨に対する理解が異なっていて、目標指標の設定に違いが生じているものと考え。今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討を行うにあたり、あわせて検討していくことが必要だと考える。</p>	P12	措置対応中	<p>アクションプログラムの目標指標等については、各部局が総合計画や総合戦略と整合性を図っており、施策内容が同じようなアクションであっても、目標指標が異なる場合がある。</p> <p>平成29年度に新たな総合計画（新ビジョン）を策定したため、この新ビジョンに掲げる目標指標を踏まえて、担当課においてアクションプログラムの目標数値等の見直しを行い、適正なPDCAの推進につなげる。</p>	H31. 3	危機政策課
意見	<p>② 実績の集計について</p> <p>本プログラムでは、アクション別に、目標指標と数値目標に並んで平成27年度末の実績も示されている。</p> <p>この実績の集計について、一部推計値を実績として開示しているケースもあった。</p> <p>本プログラムを取りまとめる際に、危機政策課が各担当課に対して実績の計算に推計値が含まれているかどうかを確認し、含まれているという回答があったアクションについては、推計値の客観性や合理性の検証をすることが必要である。</p> <p>また、実績の集計については、厳密に基礎データの集計をやれば、それ自体が膨大な作業となってしまうため、簡便的に10年以上も前のデータが継続</p>	P12	措置対応中	<p>進捗が遅れているアクションについては、各年度末の進捗状況を把握し開示しているが、客観性や合理性が保たれるよう、推計値の取扱いを含め、必要に応じて、各担当課に集計方法の検証を依頼することとする。</p>	H31. 3	危機政策課

	<p>して使用しているケースもあった。本プログラムでは、そのことについては特に説明もされていないので、公表されている実績データについて誤解を与える恐れがある。</p> <p>今後、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議における進捗管理の中で、進捗に遅れが見られるアクションについて目標指標や目標数値などの見直しや検討とあわせて、必要に応じて実績集計の方法についても見直すのが望ましいと考える。</p>					
意見	<p>③ 市町レベルの情報の開示</p> <p>個別に担当課へのヒアリングを行ったアクションについて、市町別のデータを見る機会もあり、同じ静岡県でも、市町によって、地形や特性、年齢構成、財政力などの違いもあって、防災への考え方や取組状況は一様ではないという印象を強く受けた。</p> <p>本プログラムは、県全体の取組状況がまとめられているが、個々の県民にとっては、県全体の状況よりも、自分たちが生活している市町の状況の方が、より身近な問題である。</p> <p>各市町のホームページや広報でも、個別に地震・津波対策の情報を探すことはできるが、全35市町の状況を一覧にすることで他の市町との比較から、自分たちが生活している市町への理解がより深まるのではないかと考える。</p> <p>今後、本プログラムの176のアクションの中で、特に重要性や緊急性が高いものについては、数値目標と実績に関する基礎データを市町別一覧にして開示することを検討すべきである。</p>	P13	検討中	<p>本プログラムは県の施策に係るものであり、各々の市町は県と同様のアクションプログラムを策定し、市町の特性に応じた施策を推進している。</p> <p>これらの実施状況や実績を県のホームページ等で開示するには、市町の意見を聞く必要があるが、市町ごとのデータを把握できる主要なアクションについては、市町別の基礎データの開示を検討する。</p>	H31. 3	危機 政策課

B 県民防災啓発強化事業費						
意見	<p>① 目標設定の曖昧さについて</p> <p>本アクションでは、目標指標の実績をアンケートによる県民意識調査で確認している。そのなかで、家具類の固定化が大部分できているかどうかの判断は回答者に委ねられているが、大部分かどうかの判断についての説明は特に行われていない。</p> <p>判断のポイントとなる事項や最低限クリアすべきもの（例えば、寝室の家具、食器棚、テレビなど）についての説明やチェックリストを加えることで回答者の視点やレベル感が定まりやすくなるを考える。</p>	P23	検討中	<p>次回調査までに、内閣府や都道府県が実施している同様の調査内容や回答者への負担も考慮しつつ改善を検討する。</p>	H32.3	危機情報課
意見	<p>② 地震防災センターによる情報発信について</p> <p>地震防災センターは静岡市にあり、県東部や県西部の人には利用しづらい面がある。センターの展示品や体験装置の一部を一定の期間、東部地区や西部地区に移動できるような仕組みを積極的に検討して利用者の拡大を図ることを検討すべきである。</p>	P23	措置対応中	<p>現在進めている地震防災センターのリニューアルに合わせ、県の出先機関や市町等に貸出すアウトリーチセットを作成し、東部地域や西部地域での館外展示に活用する。</p>	H32.3	危機情報課
意見	<p>③ 事業所の地震防災応急計画の策定の促進について</p> <p>特別措置法の立法趣旨から考えると、地震防災応急計画の作成・届出をしていない事業者に対しては、県から強く対応を求める必要があると考える。しかし、対象となる施設・事業によって県内部の所管が分かれていて、全体の取りまとめができていないので、知事による勧告や公表といった特別措置法の仕組みが十分に機能していないと思われる。</p> <p>また、「地震・津波対策アクションプログラム」での本アクションは、危機管理部危機情報課が担当になっているが、危機情報課は各所管課から計画の届出状況の情報を収集</p>	P23	検討中	<p>県全体の状況をとりまとめ、計画未策定の事業所が多い所管課には、義務を履行していない事業所に対し勧告を行う等の改善策を求めることを検討する。</p>	H31.3	危機情報課

	<p>しデータを集計しているにすぎない。</p> <p>アクション（をするための）プログラムとしてメニューに加えて、計画の策定率を100%にすることを目標に掲げるのであれば、危機情報課が履行義務を果たしていない事業者が多い所管課に対して改善策を求めることや、知事による勧告や公表の検討などの全体の取りまとめを積極的に行うべきである。</p>					
意見	<p>④ アンケート調査の内容の重複について</p> <p>本アクションでは、目標の達成状況を4年に1回行われる企業防災実態調査の結果で確認しているが、そのアンケートの中にはBCP（事業継続計画）の策定状況についても含まれている。</p> <p>BCPの策定状況については、アクションNo.156で、経済産業部商工振興課も事業者に対するアンケート調査を1年おきに行っていることを確認しているが、アンケート調査は連携していることはなく、独自に実施している。</p> <p>アンケート調査自体は、直接的にBCP（事業継続計画）の策定を促進させるものではなく、発送コストや回答の集計事務工数もかかるので、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考えます。</p>	P24	措置 対応中	危機管理部危機情報課 と経済産業部商工振興課 とで連携を取りながらアンケート調査を実施し、 事務の重複を解消する。	H31.3	危機 情報課
C 緊急地震・津波対策等交付金						
意見	<p>① 「成果指標調」の公表について</p> <p>危機政策課では、各市町における交付金対象事業の進捗管理のために、「市町AP進捗確認票」の中から特に重要な4項目（ア.津波避難施設の空白域の解消、イ.安全対策完了、ウ.救護施設機材整備、エ.救命救助用資機材装備）について、市町別の</p>	P33	検討中	緊急地震・津波対策等交付金事業の進捗管理のため、特に重要な4項目について、市町別の実績状況を踏まえた「成果指標調」を作成しているが、公表を前提として集計していないため、データの	H31.3	危機 政策課

	<p>実績状況をまとめた「成果指標調」を作成し、市町にも提示している。この「成果指標調」を見ると、市町によって、実績にかなりのばらつきがあることが確認できる。県のホームページで公表されている「静岡県 地震・津波対策アクションプログラム2013」の中で、平成27年度末の目標指標の実績が記載されているが、市町別のデータは公表されていない。命にかかわる事業への取り組みについては、住民にとって、県全体のデータよりも、自分たちが住む市町のデータの方が重要である。また、本来、市町が進めるべき事業に対して、県が交付金を出す趣旨を考えれば、県としても、もっと積極的に交付金を活用して、事業を進めることを市町に求めるためにも、市町別データの公表をする必要があると考える。</p>		<p>公表については、市町の意見を聞いた上で、検討する。</p>		
<p>意見</p>	<p>② 県民意識調査の結果の市町への伝達について アクションNo.37は、県民意識調査で、自分が住んでいる家は警戒宣言が発せられたときに避難が必要かどうかを知っている人の割合が100%になることを目標指標に掲げている。 県民意識調査のアンケートは、回答者が、どこの市町の人なのかはわかるようになってきているが、これまで、アンケート結果を市町にフィードバックしていなかった。 本アクションに関しては、住民に対して、直接、警戒宣言が発せられたときに避難が必要な地域かどうかの啓発を行うのは、市町（あるいは自主防災組織）であることを考えると、アンケート結果を市町にフィードバックするべきである。</p>	<p>P34</p>	<p>措置 困難</p> <p>県民意識調査は、県全体の傾向を把握するために設計した抽出調査である。 このため市町別に集計しても、市町によってはサンプル数が少ない等統計としての信頼性が低く市町が施策の改善の検討を行う場合のデータとして活用するには適切ではない。</p>	<p>-</p>	<p>危機 情報課</p>

<p>意見</p>	<p>③ 実績確認の方法の見直しについて</p> <p>アクションNo. 39は、津波浸水区域内にあるすべての自主防災組織が津波避難訓練を実施することを目指し、4年に1度、県内の自主防災組織すべて（約5,000）を対象に行われる自主防実態調査のアンケート結果から訓練の実施状況を確認しているが、以下の点で、見直しが必要であると考えます。</p> <p>ア. 訓練の実施状況の確認方法</p> <p>津波浸水区域内にある自主防災組織の状況を確認するのに、5,000もある県内すべての自主防災組織を対象にしたアンケート調査から確認するのは非常に非効率である。自主防災組織ではなく、21の沿岸市町に確認すれば足りるはずである。</p> <p>イ. 訓練の実施率の算定方法</p> <p>訓練の実施率は、訓練を行うべき自主防災組織の数を分母に、そのうち訓練を実施している自主防災組織の数を分子にして算出すべきであるが、アンケートに回答がなかった自主防災組織の数を分母から外している。また、訓練を行うべき自主防災組織に沿岸市町のすべての自主防災組織を集計してしまっていて、津波浸水区域以外にあるものをかなり含めてしまっている。</p> <p>ウ. 市町への結果のフィードバック</p> <p>平成28年度の自主防実態調査のアンケート結果は、未回答率が16%あった。自主防実態調査をより有効に活用するためには、回答の有無も含めて、調査結果を各市町にフィードバックして、市町で是正措置を図れる仕組みに変える</p>	<p>P34</p> <p>措置完了</p>	<p>ア 訓練の実施状況の確認方法</p> <p>意見のとおり、沿岸21市町の想定津波浸水域にある自主防災組織の訓練実施状況を市町に確認する方法に変更した。</p> <p>イ 訓練の実施率の算定方法</p> <p>意見のとおり、津波避難訓練の実施が必要な地域の実施率をより正確に算定するため、第4次被害想定におけるレベル2の津波による浸水予定地域にある自主防災組織数を分母とするように改善した。</p> <p>なお、市町は各自主防災組織の訓練参加状況を全て把握しており、実施率もより実態に則した数値に改善した。</p> <p>ウ 市町への結果のフィードバック</p> <p>市町の施策の改善に繋がるように、市町にフィードバックした。</p>	<p>-</p>	<p>危機情報課</p>
-----------	--	------------------------	--	----------	--------------

	べきである。					
意見	<p>④ 目標指標の設定方法の見直しについて</p> <p>アクションNo. 95は、市町が進める同報無線の子局の設置を交付金によって促進させるものであるが、目標指標を、県全体の人口から1基あたり200世帯と単純に割り返して設定している。交付金事業は市町が進める事業を県がバックアップするものなのだから、35の市町に対して、市町が必要と考える子局の数と現在の数を確認していけば、各市町におけるカバー状況や、今後、必要な交付金も正確にも把握できるはずである。</p> <p>また、アクションNo. 149（市町の緊急物資の備蓄）でも、県の設定する目標数は市町の考える必要数の積み上げと一致していない。県の計算では、平成28年度末の実績率が100%に達しているが、市町の考える必要数と実績数の積み上げデータを確認しておく必要がある。</p> <p>アクション No. 86 の動力消防ポンプロ数についても、No. 95 と同様、単純に人口当たりで計算するのではなく、消防本部及び消防団が必要と考える数と現在の数を確認していくことで、現場におけるカバー状況や、今後、必要な交付金を把握すべきである。</p> <p>アクションNo. 174については、福祉避難所への避難が必要かどうかの判定は、本人を取り巻く環境（支援者の有無など）によって避難生活の困難さが異なり、介護度のランクなどで機械的に分けることができないので、想定避難者数の捉え方を見直</p>	P35, 36	検討中	市町の同報無線の子局については、現在、新スプリアス規格（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の強度の許容値）への対応を進めているところであり、同対応を検討していく中で、併せて、目標指標等の見直しを検討していく。	H31. 3	危機政策課
			措置対応中	市町と情報共有を図るなどして、必要数の見直しや実績数の把握をしていく。	H31. 3	危機政策課
			措置対応中	<p>動力ポンプロ数については、消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）第5条（別表3）により、各市町が目標とすべき整備水準が定められているところである。</p> <p>今後、この整備水準及び、各消防本部からの聞き取りなどにより、地域の実情を踏まえた県全体の動力ポンプロ数の整備目標を算出（積み上げ）していく。</p>	H31. 3	消防保安課
			措置対応中	平成29年度、東部健康福祉センター管内市町における避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及びその作成方法についての考え方をヒアリングし、その結果を県内全市	H30. 9	健康福祉部 管理局 政策監

	<p>す必要がある市町がないかどうかを再確認しておくべきである。</p>			<p>町と共有した。</p> <p>今後、全市町の考え方を確認し、避難行動要支援者名簿について、先進的な取組をしている市町の事例を全市町と共有し、市町の避難行動要支援者名簿の見直しの取組を支援するとともに、見直しの取組状況について確認していく。</p>		
意見	<p>⑤ 市町の事業のチェックでの契約状況の確認について</p> <p>平成28年度に同時通報用無線施設整備事業費が使われた11の市町について、子機の契約状況を追加確認した結果、親機を購入した業者と高額な随意契約をしているケースが検出された。</p> <p>これは、実施事業の特殊性から、親機を購入した業者から子機の購入や、保守契約を依頼せざるを得ないためということであるが、今後、親機を購入する際には、それ以降の子機の購入や保守契約も十分に考慮していくべきである。市町への指導・助言において、本件のような状況について説明を加えることが必要と考える。</p>	P36	措置 対応中	<p>市町の同時通報用無線施設の整備に当たっては、各市町が法令及び各市町の財務規則等を遵守し、契約等を行っているところであるが、意見を踏まえ、親機導入時に、子機の購入・保守を考慮した契約等について、市町に助言等する。</p>	H31. 3	中部 地域局
D 防災ヘリコプター活動事業費						
意見	<p>① 目標指標の実績改善について</p> <p>目標指標の「常時、県内で2機以上のヘリが配備されている割合」が年間の6割にとどまっていることについては、検査や修繕の時期が重ならないように調整することも重要であるが、それ以前に、県内3機の使用できなかった日数が多すぎることについて、県と静岡市・浜松市が一体になって、早急に原因調査と改善策を検討したうえで、静岡県全体の最適な配備や管理運営の方法を議論</p>	P40	措置 困難	<p>これまでも、県と静岡市・浜松市による「ヘリコプター運航調整会議」を毎月開催し、法定点検等の時期を調整する等、可能な限り運航日数を確保できるよう努めているが、ヘリコプターは突発的な故障等が多く、これについては、各自治体において、常に原因調査と改善策を実施していると</p>	-	消防 保安課

	すべきである。	ころである。県と両市が所有するヘリコプターの機種が異なる等、検査、修繕等整備面の共同化等は現状では不可能であるが、他の自治体の情報を収集する等、最適な配備や管理運営方法について研究していく。		
--	---------	-------	---	--	--

E プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費						
意見	<p>① 「わが家の専門家診断説明報告書」の「メモ欄」について</p> <p>「わが家の専門家診断事業」は、住宅の耐震化を進めるうえで入り口になる制度であり、そこで申込者に直接会ってやり取りをした相談士が確認した情報を「わが家の専門家診断説明報告書」に記録することは、次のステップにつなげるために重要である。</p> <p>その重要なやり取りを記録すべき「メモ欄」の活用が不十分なケースがあった市町が散見されるのであれば、「メモ欄」に何を記載すればいいのかわかりにくい形にするのではなく、確認すべき事項を具体的に列挙して、埋めていく形式に見直すべきである。そのうえで、相談士に対しても確認すべき事項を周知徹底するとともに、調査の際に、市町に対しても、十分な記載をしない相談士には業務委託しないように指導を行うべきである。</p>	P52	措置 対応中	<p>「わが家の専門家診断説明報告書」の「メモ欄」については、確認すべき事項を具体的に列挙して埋めていく形式を追加するマニュアル改正を行い、平成30年6月の市町担当者会議において説明を実施した。</p> <p>平成30年6月から11月にかけて実施する相談士の講習会において周知を徹底するとともに、今後市町の審査状況の調査を行い、十分な記載をしていない相談士がいることが確認できれば、市町に対して指導する。</p>	H30. 11	建築安全 推進課
意見	<p>② 「わが家の専門家診断事業」における専門家の派遣期間の管理について</p> <p>県は、市町の審査状況の調査で「わが家の専門家診断事業」における申し込みから専門家派遣までの期間が長いものがなかったかどうかを事後的にチェックしているが、各市町において、申し込みから専門家派遣までの期間をどのように管理しているのかについては踏み込んで確認していない。</p> <p>市町では、形式は統一されていないものの、それぞれ「わが家の専門家診断事業」に関する台帳やリストを作成しているため、表計算ソフトで申し込みから一定期間経過しても専門家の派遣がない場合にはすぐに</p>	P53	措置 対応中	<p>「わが家の専門家診断事業」における専門家の派遣までの期間の管理については、申し込みから派遣までの期間が分かるような集計を行うよう、平成30年2月、6月の市町担当者会議において説明した。</p> <p>今後、市町の審査状況の調査を行い、その内容を確認する。</p> <p>また、広域で相談士を融通する仕組みについては、市町内の相談士が少ないなどの理由により、市町内で対応できない場合は、市町の求めに応じ</p>	H30. 9	建築安全 推進課

	<p>わかるような設定をすることや、申し込みから専門家派遣までの期間の集計をすることを指導していくことなどを検討すべきである。</p> <p>さらに、相談士が少なく派遣までの期間がかかってしまう市町があれば、市町の単位ではなく、広域で相談士を融通する仕組みを構築するなどの検討も必要だと考える。</p>			<p>て、周辺市町から融通することが可能となるよう、業務を実施する関係団体に対し、平成30年2月に協力を依頼した。</p>		
意見	<p>③ アクションの進め方と、目標指標や実績の見直しについて</p> <p>アクションNo. 68（緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進）とアクションNo. 69（緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進）では、実績の集計を厳密にやろうとすると、膨大な作業となってしまうため、実績率を算定する際の分母となる耐震化対策が必要とされる対象数として10年以上も前のデータを継続して使用している。</p> <p>アクションそのものの実行ではなく、実績の集計に膨大な手間をかけるのは全く無意味であるが、アクションの趣旨を考えれば、緊急輸送路等が新たに追加された場合には、その道沿いの建築物については、落下物や耐震化の対策が必要なものがないかどうかのチェックは行われるべきである。そして、新たに対策が必要と認識された対象物などを数値目標や実績率の計算にも反映させていく必要がある。</p>	P53	措置 対応中	<p>現在、危機管理の視点に立ち、県の防災対策として、真に必要な道路の特定作業を平成31年3月を目処に進めている。道路特定後、その道沿いの落下物やブロック塀の対象数を把握する。</p> <p>ブロック塀等の対象数を把握する作業に時間を要することから、平成32年3月を目処に対応する。</p>	H32. 3	建築安全 推進課
F 商工業総合振興対策費						
意見	<p>① アクションプログラムの目標指標の設定について</p> <p>本アクションでは、対象を100人以上の事業所としているが、担当課がBCPの普及啓発事業において策定率の推移を注目しているのは50人以上の事業所である。</p> <p>担当課は、アンケート結果を事業</p>	P56	措置 対応中	<p>アクションプログラムの目標指標を「100人以上の事業所におけるBCP策定率100%」から、新総合計画で定める指標である「50人以上の事業所におけるBCP策定率65%」に変更する方向で</p>	H31. 3	商工 振興課

	<p>所の人数別に集計しているのので、実績データを50人以上の事業所で集計するのも、100人以上の事業所で集計するのも、事務作業としてはそれほど負荷がかかるわけではないが、二重管理になってしまっている。</p> <p>災害時の社会的な影響を考慮しながら、二重管理による無駄を減らすために基準を一元化させることが望ましい。</p>			調整する。新総合計画では49人以下の事業所の策定率も目標として設定したことから、「49人以下の事業所におけるBCP策定率35%」を追加する方向で調整する。		
意見	<p>② アンケート調査について</p> <p>BCPの策定状況については、危機管理部が4年に1回行っている企業防災実態調査のアンケートの中にも質問項目に含まれており、できるだけアンケート内容の共有や、重複を避けるような連携が必要であると考える。</p>	P56	措置 対応中	経済産業部、危機管理部のそれぞれのアンケート項目に重複がないよう調整する。	H31.3	商工 振興課
G 県単独道路整備事業費						
意見	<p>① 中長期的な事業の進捗管理について</p> <p>平成25年度以降に追加的に行われてきている対策については、平成28年度末までの4年間の累計達成率は80%にとどまり、単年度ごとの達成率のブレを見れば、順調に進んでいるとは言い難い状況にある。</p> <p>担当課は、当初の予定どおり平成34年度末までに対象橋梁の耐震対策を完了させる予定であるとしているが、今後の計画数についても、平成34年度までの年数に残りの数量を按分しているだけになっている。平成30年度からの5年間で残りの約200の橋梁について、確実に工事を完了させることを目指すのであれば、まず、計画の精度を高める必要がある。</p> <p>本アクションでは、どの橋梁を、どの事業年度に対策を実施するのかという全体計画が作成されないまま事業が進められてきている。また、橋梁の優先順位をつける条件は明確</p>	P63	措置 完了	橋梁耐震対策の中長期的な事業の進捗管理については、従前の計画では、橋梁の優先順位をつける条件は明確にしていたが、それぞれの条件グループの中で、どの橋梁を、どの年度に実施するのかという計画が作成されないまま事業が進められてきた。監査結果を踏まえ、個々の橋梁をどのような順番で対策を実施するのか、改めて優先順位を明確にする全体計画を作成した。	-	道 路 整備課

	<p>にしているものの、それぞれの条件グループの中での順位付けがされていないため、個々の橋梁をどのような順番で対策を実施する予定なのかが明確になっていない。</p> <p>各年度の予算状況によって、計画実行の進捗が変わってしまうので、橋梁ごとに対策の予定時期まで計画することは事実上困難だとしても、橋梁ごとに対策の優先順位をつけてしまうことは可能である。橋梁ごとの対策の順位をつけることで、実際には、予算や関係者間の調整の状況によって、順番を前後させることがあっても、後回しにしている橋梁はどれなのか、また、全体の優先順位の中で、今年度どこまで完了して、来年度どのあたりまで完了させるべきなのか、という進捗状況を関係者間で共有しながら、現場環境に応じた計画の見直しや進捗管理をしていくべきである。</p>				
--	--	--	--	--	--

H 津波対策施設等整備事業費（海岸）

意見	<p>① 「静岡モデル」の今後の推進について</p> <p>レベル1を超えるレベル2の津波に対しても、被害の最小化を目指す「静岡モデル」は、非常に重要な取組であるが、現在の進捗状況は、21の沿岸市町の全てにおいて取り組まれているわけではない。</p> <p>資金的にも地形的にも条件が揃った浜松市沿岸部等では、平成31年度末には完成する予定なので、それまでは県全体で本アクションが進捗しているような実績が示されるだろうが、今のままでは、平成32年度以降は、主には予算の問題から、一気に進捗がスローダウンしてしまうことが予想される。</p> <p>もともと、本アクションは、21の沿岸市町の全てに「静岡モデル」の検討会を設置することを目指すこと</p>	P69 措 置 対応中	<p>市町が行う「静岡モデル」については、施設整備の前段階として、整備する施設の法的な位置づけや管理上の役割分担に関する国との調整に、県が主導的に取り組んでいるほか、整備段階では、レベル1を超える津波を対象とした施設であることから、国・県からの直接的な財政支援が困難なため、国・県では、コストを要する盛土材の確保について国・県発注工事による残土を可能な限り提供するなど、市町の負担軽減を図るなどして市町を支援している。</p> <p>観光や漁業への影響等</p>	H31.3	河川企画課・河川海岸整備課
----	---	-------------------	---	-------	---------------

	<p>ろからスタートし、それが実現し、次のステップとして「静岡モデル」としての具体的な対策工事を推進していくことに目標設定が見直されたものである。しかし、上述のとおり、例外的に条件が揃った浜松市等での工事だけが先行してしまっていて、県全体としては、具体的な対策工事の推進という段階には届いていない市町が多いなかで、目標設定が、検討会の設置から一気に対策工事の推進に飛躍してしまっている感がある。今後、言葉通り「静岡（県の）モデル」として推進していくためには、県として、前段階の条件整備のための市町への支援をもっと具体的に検討したり、予算化をしていく必要があると考える。</p> <p>前段階の条件整備としては、資金確保のための寄付や対策工事への理解や協力を得る意味でも、まずは、「静岡モデル」への住民・県民の関心を高めることが重要である。その点、県のホームページにも「静岡モデル」の推進についての簡単な説明がされているが、見る側に、自分たちの問題として何か協力しなければならない、と考えさせるようなメッセージが伝わってくるものにはなっていない。</p> <p>レベル2の津波への対策については、沿岸部の地形や利用状況などによって、できる対策、できない対策も分かれ、また、津波の侵入を防ぐことに重点を置くのか、津波から逃げること重点を置くのか、という考え方についても市町によって分かれることが考えられる。住民に対して、静岡県全体の「静岡モデル」の取組の中で、自分たちが住む市町には、どのような特性や対策を進めるうえでの障害があって、それによって、どのような対策が講じられているのか、その対策がどの程度進んで</p>		<p>によりレベル1を下回る高さでの施設整備を求める声もある伊豆半島沿岸の市町は、静岡モデル防潮堤等のハード対策ではなく、避難などソフト対策を主体とした津波対策を推進していることから、危機管理部と連携した支援の検討を進めていく。</p> <p>静岡モデル防潮堤整備に係る情報提供については、監査結果を踏まえ、各市町の取組状況や地域住民と協働で整備を進めていることが、より分かり易くなるよう、ホームページの更新作業を進めるとともに、継続的に事業の進捗状況を公表していく。また、出前講座の開催により、静岡モデル防潮堤はもとより静岡県が進める津波対策に対する県民の理解を深めていく。</p>		
--	--	--	--	--	--

	いるのか、など、他の市町と比較しながら理解を深めてもらい、当事者意識を高めていけるような情報提供を行うことを検討すべきである。					
I 吊り天井落下防止対策事業費						
意見	<p>① 今後の進め方について</p> <p>本アクションは、知事部局、警察本部、教育委員会の3つの施設管理所管課の取り組みがひとまとめにされているが、担当課別の対応状況を見ても、全体として進捗が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」には、民間の事業者が所有する建築物の特定天井に対する改修対策もあるが、民間の事業者に対して改修を求める前に、県の取組や具体的な実施計画を示さなければ、説得力に欠けてしまう。</p> <p>最も進んでいる教育委員会については、すぐにできそうな撤去工事や応急的な落下防止措置を実施したことは評価できる。しかし、その後の追加対策については、学校施設の躯体の建替え・改修を優先して進めた後で、平成34年度にまとめて実施することを考えているとのことであるが、前提となる躯体の建替え・改修計画が明確になっていない。人命を守るための対策であり、施設管理所管課として中立公平に対策を進めるためには、対外的にも説明可能な順位づけの考え方を検討したうえで、躯体の建替え・改修計画を明確にする必要があると考える。</p>	P75	措置 対応中	「学校施設中長期整備計画」の中で、対外的に説明可能な順位づけの考え方を検討したうえで、躯体の建替え・改修計画を明確にする予定。	H31.3	財務課
意見	<p>② 施設関係者への情報伝達の徹底について</p> <p>建築基準法は、改正前の建築物に対して遡及的に新しい基準を満たすことを強制する効力はなく、今後、改修などが行われる際に、新しい基準を満たすことを求めるにとどまる</p>	P75	措置 完了	全学校の施設担当者を集めた説明会（30年3月2日に静岡県教育会館で開催）で、「抜粋版：静岡県公共建築物保全マニュアル」というパンフレットを配布し、その中で、	-	財務課

	<p>(既存不適格)。</p> <p>本アクションは、人命を守るための対策として、法的な取り扱いを超えて、既存不適格となった特定天井に対して改修工事を進めているということもあって、教育委員会でも、学校や施設の職員への情報伝達については、あまり意識されてこなかった。しかし、建築基準法の範囲は広く、全ての領域に対して本件のように改修を進めるのは、現実的には難しく、防災上は、十分な改修工事ができていない部分や危険な箇所がどうしても残ってしまうことを前提に考える必要がある。この点、施設管理所管課に期待される役割としては、本件のように既存不適格や老朽化した部分の改修工事を進めることも重要であるが、防災上、注意すべき箇所があれば、そのことを現場の施設職員たちに正しく理解させることの方が、現場における日常の防災対策としてはむしろ重要ではないかと考える。</p> <p>各学校・施設において防災担当者が異動や退職で変わることで、後任者への引継ぎは日常業務に関する事項が中心で本件のような内容は引継ぎから漏れやすいことなどを考慮すれば、施設管理所管課から各施設の防災担当者に対して、定期的に、情報発信することと、各学校・施設内での職員への周知の指導を徹底すべきである。</p>		<p>施設担当者に対し、「日常点検・定期点検の重要性(日常点検の仕方や、実際の劣化状況等の写真を確認)」を周知徹底した。特定天井が既存不適格である施設の担当者にも、危険箇所を職員同士で共有し、日常的に点検することを周知徹底した。</p> <p>今後も毎年実施している、施設担当者説明会を、日常点検や定期点検の重要性を周知する機会ととらえ、担当者が異動しても、引き継がれていくよう、継続的に周知徹底する。</p>		
--	--	--	---	--	--